



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 1 7 2 0 1 4 年 0 7 月 0 7 日

カナダ商標法改正

カナダ政府はマドリッド・プロトコル、ニース協定及びシンガポール協定を含む国際商標協定に加盟するために商標法を改正する意向である。かかる改正法は本年秋に施行予定であるが、マドリッド・プロトコルの下での国際登録出願の規則の施行は少なくとも 2015 年まで遅れる見込みである。

商標法改正の要点は以下の通りである。

1. 商標登録出願にカナダにおける使用開始日の特定は不要となる。商標使用の詳細及び外国での登録も不要となる。
2. 商品・役務のニース分類を採用する。
3. 商標の定義が拡大され、商標とは語、個人名、デザイン、文字、数字、色、造形要素、立体形状、ホログラム、動き、商品包装態様、音、匂い、味、構造、標章の位置を含む「標章又は標章の結合」である。
4. 出願を分割することができる。
5. 商標の登録前にカナダにおける使用宣言書を提出することは不要となる。
6. 商標権の存続期間は 15 年から 10 年に短縮される。
7. 連合商標制度及び識別性のある外観(distinguish guise)のプラクティスは廃止される。

商標出願の要件が簡略化され、誰でも商標出願が容易にできるようになるので、カナダにおける自社の出願・登録商標を確認し、必要な場合は商標出願の準備しておくことが望ましい。

(情報提供: SMART & BIGGAR)